

令和3年定例第4回市議会会議録(第3日)

令和3年12月2日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒卷	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	環境衛生課長	松尾和久
副市長	宮寄敬介	農林水産課長	宮崎眞一
教育長	待鳥博人	商工観光課長	猿本邦博
総務部長	西山俊英	建設課長	城戸邦宏
環境経済部長	坂田良二	社会教育課長	山田利長
建設都市部長	松尾武喜	社会教育課長 補佐兼図書係長	堤和美
教育部長	藤吉裕治	企画振興課企画 地方創生係 地方創生担当係長	堤哲志
総務課長	栴嶋晋治	総務課 防災対策室長	小松輝久
財政課長	大坪康春	総務課庶務法制係 庶務担当係長兼 防災対策室 防災対策係長	山下昭文
企画振興課長	木村勝幸	環境衛生課環境 衛生係環境衛生 担当係長	吉開和俊
秘書広報課長	久保井千代	建設課道路係長	小川仁
学校教育課長	北嶋淳一郎		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
6	6	末 吉 達二郎	1. みやま市霊柩自動車使用条例について
7	3	村 上 義 徳	1. 豪雨による浸水対策と被災者支援について
8	2	森 弘 子	1. みやま市立図書館の司書の免許を持つ職員の採用について
9	7	古 賀 義 教	1. 有害鳥獣対策を活用した「まちづくり」について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

また、会議規則第62条に基づきまして、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないよう、通告書に沿って質問を行っていただくようお願いいたします。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いをいたします。

また、執行部につきましても、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、6番末吉達二郎君、一般質問を行ってください。

○6番（末吉達二郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。議員番号6番、末吉です。市はコロナ対策で非常に苦勞されていると思います。そのような中で、オミクロン株なる変異ウイルスが話題になっています。未知のウイルスであることから、その対応も手探り状態であるかと思いますが、国、県からの情報を得て、市としては大変である、また、関係者も大変であるでしょうが、みやま市民の安心・安全を図るために最大限の努力をよろしく願いしておきます。

それでは、議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

平成20年4月1日から施行されているみやま市霊柩自動車使用条例についてです。

この条例を読むと、政策目的が規定されず、霊柩車の運用手続のみが規定されています。そのために不合理な点が多々発生していると思います。

そこで、事項1で、市が霊柩車を運用する目的、根拠について、事項2、霊柩車の利用状況及び経費について、事項3で、市民サービスの公平性、他市の動向、委託内容、民業圧迫について質問します。事項4では、具体的政策提言をしたかったのですが、条例に政策目的がないことから、事項1、事項3の市長の答弁を聞き、提案したいと判断しています。

ただ、私は今後の方針については、このみやま市霊柩自動車条例を廃止し、福祉施策の一環で弱者の救済に寄与することを政策提言する考えであります。

以上です。よろしく願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。

それでは、末吉議員さんのみやま市霊柩自動車使用条例についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の市が霊柩車を運用する目的、根拠についてでございますが、みやま市霊柩自動車使用条例第1条の趣旨に、「この条例は、霊柩自動車の使用に関し、必要な事項を定めるものとする」と規定しており、条例の内容といたしましては、霊柩自動車の使用許可、運行する範囲、使用料について定めております。

運行する目的につきましては、9月の定例会において配付いたしております決算に係る主

要な施策の成果説明書に記載しておりましたように、本市が廉価で霊柩自動車を運行し、市民の火葬に係る費用の負担軽減を図ることを目的としております。

次に、2点目の霊柩車の利用状況及び経費についてでございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で運行を令和2年5月から令和3年2月までの10か月間休止いたしておりましたので、令和元年度及び本年度の利用状況と経費についてお答えいたします。

令和元年度は火葬件数607件に対し、霊柩自動車の利用は全体の39.5%である240件、また、本年度の10月末までの実績におきましては、火葬件数311件に対して利用は全体の20.2%の63件となっております。

令和元年度の運転業務委託料等の経費は1,995千円、使用料収入は1,049千円となっております。

現在の霊柩自動車は購入から27年を経過し老朽化しておりますので、新規に購入する場合、見積り価格としましては約4,600千円となります。

次に、3点目の市民サービスの公平性、他市の動向、委託内容、民業圧迫についてでございます。

霊柩自動車の利用申込みにつきましては、死亡届提出時に市民課窓口で受付を行うこととしており、先着順といたしております。

他市の動向につきましては、県内37か所の火葬場へ調査したところ、霊柩自動車を運行している自治体は現在2自治体でございます。

霊柩自動車稼働における委託内容につきましては、葬儀場から火葬場までの御遺体の搬送、また、葬儀社の方と協力し火葬場の台車へ移し替える作業を委託しております。

民業圧迫という点につきましては、現在はほとんどの葬儀において、民間の葬儀場で行われており、時代の変遷とともに本市の霊柩自動車の運行と民業が重複している点は否めないと考えております。

弱者に寄り添う政策提言につきましては、具体的内容をよくお聞きして検討してまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

答弁ありがとうございました。

霊柩自動車についてですが、私が具体的事項1で聞いていたのとちょっと違う、答弁が掛け合っていないような気がするんですけど、「成果説明書に記載しておりますように、市が廉価な霊柩車を運行し、市民の火葬に係る費用の負担軽減を図ることがあって成果説明書でしております」というようなことをここに書いてあるんですけど、私が質問しているのは、この条例で目的、根拠等が規定されていないから条文として問題がないかというのが第1点。

それと、このため政策目的を教えてくださいと質問しているんですけど、それに対して成果説明書を持ち出されて、市民の火葬に係る費用の負担軽減がされているというような答弁なんですけど、条例に政策目的がないので、その成果説明書で評価されているなら理解できるんですけど、私が聞いているのとちょっと矛盾して答弁になっていないと思うんですけど、その分についてお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

末吉議員さんの御質問にお答えいたします。

御質問にありますように、要するに霊柩車の使用条例に目的が記載されていないのじゃないかという御質問だと思いますけれども、県内、先ほど市長がお答えしましたように、2自治体で今霊柩車が運行されております。その自治体の条例を調査いたしましたけれども、基本的には霊柩車を使用する目的というのが、先ほどお答えしましたように、料金とか、申込み方法とか、そういうものを利用する方々が利用する条件を明示することで条例をつくっておりますので、議員が言われるような福祉目的であるとか、そういうことではなくて、この条例はあくまでも霊柩車を利用するための条例について規定をしているということでお答えをしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

もうここで見解の相違で対立するで、もうあまり言わないつもりですけど、ほかの今現在2とおっしゃったかな、この中で、そこは条例は同じですよと言うけど、条例としてどうかという判断を今求めているわけですよ。横並びで向こうはしとるけん同じようにしています

と。だけど、自治体としてはこれでいいのかというところを考えると、霊柩車を買うに当たっては、これは旧町時代に買ってあるのかもしれませんが、それを引き続き新みやま市とするならですね、その目的——霊柩車というのは遺体を火葬場まで送っていくということですよ、定義としては。そんなら、何でそれを市がするかという部分がないじゃないですかと言います。ほかのところはしている、同じような条文ですよというのは、それはちょっと何か言い訳みたいですね、条文の性格としては、やっぱりきちっとそこを明確にしてすべきじゃないかと私は思うんですけど、これは担当課長じゃなくて部長でもいいけんですね、もう市長にと言いたいけど、まずは、市長が答えるんやったらそれでいいですけど、どっちでもいいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

議員御指摘の面は確かにあると思いますけれども、これは合併協議の上で、現在使用している条例は合併当時の旧町の条例を恐らく引き継いでおります。条例の内容としましては、霊柩自動車の使用に関して必要な事項を定めるという内容になっていまして、目的については確かに書いてはございません、福祉目的とかですね。ただ、県内の状況等を調べましたところ、同じような内容でございますので、恐らく何がしかの準則みたいなものがあって、それに倣ってつくっておるんだらうと思われま。

それで、その目的の記載がないことで、この条例自体に不備があるというふうには思っておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

引き継いで使われている、合併協議会で話されたと、合併協議会の書類ちゅうのは我々は情報公開で見れるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

当時の細かな例規集の、例規の取りまとめの議事録とか特にございませんで、今私が当時の記憶で申し上げます。恐らく旧町の条例をそのまま新市に引き継いでおるということで、それをもって不備があるというふうには思っていないと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

もうあまり言いませんけど、3町が合併して、いわゆる町というステージから市というステージに上がるときに、そこら辺をいろいろ精査しながら、レベルの上った市としての体制の中でやっていかにやいかんの、たまたまそこが欠如してましたという言葉でなら私は理解するけど、こういうことを書いていないで、別に他市も同じですからということは、私は答えにならないと思うんですけど、それでも問題ないですと言われれば、もうこれは見解の相違だからですね、他の条文等を見られてですね、ほとんどの場合は目的、趣旨等が書いてあるんで、そこを踏まえた上で、もう一回部長答えてください。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

この条例の当初の附則のところに暫定条例の廃止という項目がございまして、瀬高町霊柩自動車使用料条例は廃止すると、合併当初は平成19年1月に合併しておりますけれども、その合併当初は旧瀬高町の区域を対象にした条例で、それを平成20年5月1日から施行している。新市一体を対象にしている。ですから、最初は旧瀬高町の区域で運行していたのを廃止して、20年5月から新市全体で運行しているという経緯がございまして、恐らく条例の内容としましては旧瀬高町の条例をそのまま引き継いでいるというふうに思われます。

御指摘の目的のない部分については、確かに不足の面があるかもしれませんが、これをもって不備があるというふうには考えません。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

そういうふうに行われると、やっぱり合併協議会の中でもいろんな案件があったらうから、

実際退職された方にいろいろ聞くと、いろんな意見の相違がありながらも、そこで苦労の中で構築していくという、坂田部長も合併協議会の中に入ってあったと思います。

その苦労も私は分かるんですけど、今言われたように、そういうのもあるべきかもしれないけど、現状としてはこれでやっておりますということで理解していいですか。市長もそれでいいですかね。（発言する者あり）はい。これをあまり追求しても一緒ですから。

ただ一つ思うのは、成果説明書で市民の火葬に係る費用の負担軽減を図ることを目的として、実際図ってあるということになってはいますが、この市民というのは市民全体を言うわけでしょう。これは公平に運用されていますか、市長にお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

こちらの分、霊柩車の使用ということで、もともと霊柩車を運行するというのは市民の利便性向上とか、多分恐らく、どの時点で作られたとか、今手元にはないですけど、旧町の古い時代にやっぱり皆さんが利用しやすいようにということで町のほうで霊柩車の使用というのをされたんだと思いますので、それをずっと引き継いで、市民の皆さんができるだけ廉価でこちらの分は利用できるようにということで現在続けている市民サービスでございますので、その点について御理解をいただければと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

副市長のほうから答えていただき、私としては苦しい答弁じゃないかと思うけど、もうそこは置いときますけど、結局、全市民に対して公平じゃないんですよ、私は。これは後で本格的にやります。それは多分運用されている方たち、皆さんは分かるだろうと思います。だから、現在しているのも課題があるということは多分認識してあると思うけど、そこを掘り下げるのはちょっとまた次の項でします。

それと、他市のことを言われたんですけど、他市のところと比較したら、嫌みじゃなくて、より熱い思いがあって、平均大体他市は10千円ちょっと超えているんですよ。でありながら、それをまだ安い、4,500円やったかな、条例を見れば分かるんですけど、廉価でされております。その精神はいいんですけど、やっぱり市民に対して公平にならんと、そこは非常

に問題だということで事項1で取り上げました。以上、これはそれで終わります。

具体的事項2、コロナ禍により、葬儀スタイルは大きく変化していると思います。令和2年度の霊柩車稼働はコロナの影響で休止しているので1か月しか稼働していないと思います。令和3年4月から10月までの火葬件数は311件、霊柩自動車の稼働は63件、それで、稼働率は20%になっています。そういうふうに答弁されてあるんですけど、今まで40%近いものが、令和3年度、もう7か月たった時点でかなり減少しているということが答弁書で分かります。稼働がもう少なくなってきておると。これは旧町ごとの件数を教えていただきたいんですけど、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

令和3年度10月末で申し上げますと、旧瀬高町が35件、旧高田町が16件、旧山川町が12件となっておりますので、こういう状況でありますので、当然人口も旧町ごとに違いますので、そういう実績となっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

分母である旧瀬高、旧山川、旧高田、分母が違うからということ松尾課長がおっしゃったので、それも理解するけどですね、ただ、ちょっとこれもできる範囲で情報公開で私に教えてくれということで、旧町ごとに率がなかなか出にくかったもんだからですね、そこは。だけど低いです。

死亡者が極端に今20%と言われた分と令和元年、令和2年で比較して、7か月間の死亡者数が大きく減ったかということ、そういう現状じゃないんですよね。若干の減はありますけど、令和元年度は山川、瀬高、葬儀場があるから、そこで358件と、令和2年度が373件と、令和3年度が311件というようなことで、大きく死亡者数が変動しておると。だけど、利用率はもう20%に入ったということを指摘しておきます。

それで、2番目に、もうこれは答弁書に書いてあるんですけど、新規購入する場合は、見

積り価格は4,600千円ということですが、以前何かこう、私もはっきり聞いた記憶でもないんですけど、勘違いかもしれんけど、もうちょっと高かったような気がするんですけど、これを買うときの仕様ですね、多分調べてされていると思うので、それを教えていただきたいんですけど。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

4,600千円という見積り価格の車の仕様といたしましては、2,400ccのワゴン車であります。実際霊柩車は、車のワゴン車のシートを外して、そこに機械といいますか、加装する必要があります。加装費用が結構差がありまして、その加装費用の台車について、電動であるか電動でないかということで大きく変わってくる分がありまして、今回はもう本当、民間の葬儀場でも使われているような、ほぼ同様のタイプの加装費用を含めて見積りを取っておりますので、ある意味、車は普通のワゴン車の見積り価格となっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

ちょっともう少し聞きたいんですけど、2,400ccのワゴン車、これが単品として幾らかということと、これは改造が伴うからですね、そして緑ナンバーをもらわにゃいかんけん、陸運局にそれを通さにゃいかんと思うんですよ。そういうところの経費とかいろいろあると思うんです。そこら辺を大まかでいいです。

それと、電動と電動じゃない部分のときの価格差はどのくらいですか。

今そちらのほうで葬儀会社を調べられたんだろうと思うけど、一般的には台車は電動じゃないとおっしゃっているので、これは私は分かりませんが、その差というのは幾らぐらい出るか、今の点を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

あくまでも見積りでございますので、参考としてお聞きになっていただきたいんですけども、車両本体が3,200千円ほどなんですね。実質それに、先ほど言いましたひつぎを乗せる台のレールを造ったり、それに加装ですね、車両を改造する費用が約700千円ほどかかってきますので、その他もろもろ入れて4,600千円ほどになるということになっていきますので、ある意味、加装費用が霊柩車としての特別な費用になってくると考えていただいて結構だと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

それ電動と電動じゃないとは……

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

電動じゃありません。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

価格差はどのくらいになりますか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

電動もありますけれども、電動と比べると約倍ぐらい違ってきます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

電動では幾らくらい……

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

1,400千円ぐらい電動にした場合はかかると思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

それにしても、改造費とかいろいろしていくと、その仕様の仕方次第では、今言われたように、上がっていく場合もあろうし、最低クラスでいくと4,600千円、これはあくまでも見積りだからですね、消費税等は組んであるのかもしれないけど、そこまでもう聞きませんが、要するにこれだけの財政投資が必要になってくるということをここで明らかにしておきます。

具体的事項2についてはそれで終わります。

具体的事項3ですね、これでいろいろ通告のほうでも書いておりますけど、制度上の不公平、これはもうさっき冒頭に条例のところでは話したんですけど、この条例の運用については、重ねて言いますが、私として明確な目的がないため、そしたら、違う見解を取られているような感じもしますけど、霊柩車使用については使用願の早い順になっています。それと高額所得者、低所得者等は一切考慮されず運用されているわけですね。ここら辺はやっばり今後の課題として大いにあるんじゃないかと思っておりますけど、これは市長どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

現在の葬儀でございますが、葬儀社を使ってやられる方がほとんどでございます、葬儀業者との、また遺族の方々に葬儀費用等も勘案して相談して使用願をなされているわけでございます、一定の理解は私は得られていると思っているわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

私が尋ねているのは、いわゆる早い順番になっている。そいけん、協議して、市の霊柩車を使おうと思ったって、さっき言いましたように、順番が後になった場合は使われないと、その中で高額な所得をしてあるところの遺族の方が早かったら、そっちのほうが使用权が出てくるというようなところについての矛盾を市長にお尋ねしたんですけどですね、これは

やっぱし、これを行政サービスというふうに捉えてもですよ、ここら辺はやっぱしちょっと私は納得いかないというふうに考えているんですけど、市長答弁されたけど、坂田部長はどう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

これも旧町時代からでございますけれども、早い者順で受け付けておったのは、ずっと長いこと、長い期間、実質早い者順で行ってきた経緯がございます、特に大きな御不満、御不平を聞いた覚えはございません。ですから、市民の方も一定の理解はされていると思います。

議員御指摘のとおり、例えば2台置けば早い者順が少し緩和するかもしれませんが、こういうことはできませんので、現行制度ではある程度仕方がない。また、市民の理解も一定程度進んでいると思っているところでございます。

また、葬儀業者さんの受付に多大な御苦勞をかけている面があるかもしれません。受付のシステムを例えばインターネットでやるとか、そういった工夫をすることでなるだけ負担の少ないような方法をこれから検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

たしか坂田部長は旧瀬高町職員の出身だろうと思いますけど、そういう中では、霊柩車についても長い年月ですね、付き合ってきてあって、そう違和感がないのかも——これは私の思いを言いよるだけです、違うなら違うで結構なんです。私は高田町のほうなんですけど、住民、いろいろな知り合いがおりますけど、うーん、そういったのはせんでもよかろうもんという意見もあるわけですね。根づいていると言うけど、長い歴史のある瀬高町の中で、問題なく、苦情もなくなったということ、それは事実でいいんですけどね。だけど、中身を見れば、やっぱりこういうことはあるわけですね。

それと、一番これに引っかかってくるのは、火葬場に行くのは昼からが結構多いですよ。そこに集中したら、どうしたってそこに漏れてしまうということもあるわけですよ。

今、坂田部長が言われたシステムの構築ちゅうと、またそこで費用がかかるはずですよ。今なっていないでしょう、そういうことは。そいけん、そういうところもありますよというところで、これもそう違和感ないとおっしゃるんやったら、私はあると言ったって、これは一致せんからですね、もうこれ以上の議論はしません。

だけど、自分としては行政サービスとさっき言うたように、そこでは非常に矛盾がある結果に、した制度じゃないかというふうに感じます。これは私の意見です。それをどう受け取られるかは執行部で考えてください。

次に、民業圧迫、霊柩自動車稼働内容と民業圧迫についてお尋ねします。

最初に質問しますが、私は斎場業務を営んでる法人に行き、聞いてまいりました。コロナ禍の影響で皆さんも感じられているとおり、家族葬が一般的になり、必然的に大幅に売上額が減少しているそうです。葬儀に伴ういろんな附属ありますから、そういうものが家族葬になって大幅に下がっているそうです。いろんな品物も、輸入品を使うものも多く、コロナ禍の影響で仕入れ代金がかさんでいるそうです。いわゆるサプライチェーン、今度のオミクロン株がこれはどのような影響をしていくか分かりませんが、このサプライチェーンの崩れでなかなか——これは質問じゃないので、私の意見としますけど、建築資材とか、外国から来てある労働者とか、ここら辺も今度はかなり影響を受けるんじゃないかと、テレビなんかで経済、こういうものに詳しい人が言ってありました。

このオミクロン株以前でも、やっぱり非常に原価率が高くなっていると。私もこれはちょっと初めて葬儀社から聞いた、ああ、本当ですねと思ったのが、例えばひつぎです。皆さんも知ってあると思いますが、木材が高騰しております、今、コロナ禍の状況でですね。だから、在来工法で建てる住宅等にも非常に価格に変動が生じているんですよ。高騰しているということです。木材の高騰により、そのひつぎの額が何倍かなっているそうです。それで、非常にこういうのも、コロナ禍で民間の経営を圧迫しているという状況だそうです。

ある斎場の方に聞くと、今後斎場を経営すると、今まで10人体制でいっていたスタッフを合理化して8人程度で行う体制に、また、他の面も合理化することを検討しなければならないというようなことを聞きました。これは私、民業圧迫しているんじゃないかと思うんですけど、答弁の中でも重なってあると、時代背景でですね、そういうことで今ここを読むとなっているんですけど。だけど、市長のほうから民業圧迫ということを断定的で、言ったらこれは条例そのものがおかしいということになるけん言いにくいだろうけど、市長としては

どういふうに感じられますか、今私の言ったことについて。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

このコロナ禍の中での葬儀形態が大きく変わってまいりました。家族葬が中心ということで、今までの在り方とは随分変わってきて、いろんな面での経営面は非常に厳しい状況は出てきていると思います。それは葬儀社様だけではなくて、いろんな業態がそうだと思いますけど、このコロナ禍の中でこの霊柩車を使う使わないで民業圧迫というのは少しは考えられないこともないですけれども、それよりも、やっぱり大きな影響はこのコロナ禍による葬儀形態が大きく変化してきたものと考えております。

そういう意味で、本市で使用しております霊柩車につきましては、市民の方々に対しての一定の御理解、そして、火葬に係る負担軽減の目的は達成しているのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

今言われた中で、コロナがあつてこういうスタイルが、多様な、全てに変化が来ているということで、市長の言われる分も分かります。その中で、建設業についても、やっぱり人手不足とかなんかで非常に疲弊しているから市のほうもそこら辺のことをせにゃいかんということで施策もされていることは分かります。市が施策しているんですよ。助けよるんですよ。もちろんみやま市内の方ですけどですね。

そういう観点から考えて、今霊柩車が大体幾らかということは、私もおやじのほうはもう私が31のときに亡くなったから、もうそのとき幾らやったかも覚えていないし、おふくろもここ10年ぐらいで亡くなりましたけどですね、大体葬儀のときはそんなことはあんまり考えないんですよ。普通にやってくれというようなことでやるんですけど。約30千円ぐらいはかかるという話なんですよ。そうすると、もうこれは金額は言いません。そういう亡くなられた費用、件数を掛ければ、やっぱり相当な金額になるわけですよ。

そういう意味で、私はそういう点も、コロナということで全体がちゅうなら、そこら辺の

配慮もしていくべきじゃないかと思えますけど、市長のほうは、そうでもないんじゃないかと、資料を持って言っていないから感覚的に言われたと思えますけど、そこら辺は十分今後調査されて認識をしていただき——私は業者のほうに行って聞きましたからですね。

次に、市の委託内容ですが、受託者は基本的業務としては霊柩車の運転、霊柩車のハッチの開閉及び、ひつぎを出す手伝いとなっていると聞いていますけど、これは事務方で結構ですけど、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

市が霊柩自動車の運転に委託している内容としましては、先ほど市長が申し上げましたように、葬儀場から火葬場までの御遺体の搬送、その後、火葬場に着いたときは葬儀社の方と協力して火葬場の台車に御遺体を移し替える作業をするというのが市の委託している霊柩自動車の運転の委託と内容となっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

そしたら、私の言ったところで間違いないということによろしいですか。（発言する者あり）はい。

そうすると、これも斎場業者に聞いたんですけど、葬儀場から出棺当日、その葬儀を請け負っている業者の担当者が霊柩車の後を追って火葬場の、今言われた委託内容のお手伝いなんかをされているということです。どうしたって霊柩車を、市のを使ったとしても、同じように使わなかった場合でも、やっぱり着いていかにやいかんということを言われました。これを負担になっているかどうかといたら、やっぱり市がやっているから、直接は言いなさらんやったけど、一般的に私が考えて、霊柩車を使わんでも同じような1人人間を割かにやいかんというような部分がこの委託契約上では出てくるわけなんですよ。

それと、霊柩車を購入してからが28年目ですかね。そういうことで霊柩車の経年劣化による不具合、こういったこともあっていると私は聞いております。これは有明生活環境施設組

合の中でもあったけど、縁石にぶつかったことがあるというようなことを私は聞いた記憶がありますけど、そこを含めて、これはもう事務方でいいですよ、教えて。私が言ったのが間違いであるか。

あと一つ聞いたのは、霊柩車を後から追うていったら、1回ストップしたことがあると、等もあると。あと小さいことは聞きませんでしたけどですね、もう年数がたっているからですよ、そういうことを聞いておるんですけど、そこら辺、市のほうに上がっているものとしてはどういうものがありますか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

末吉議員の今の御質問は、今の霊柩車の状態のことなどをお聞きになっているのかと思いますけれども、何とか運行はできておまして、今のところ途中で止まってしまったということはありませんけれども、やはり運転のミスでそういうふうに柱にぶつかったことは確かにありますけれども、それは車両というよりも運転のミスということでもありますので。

ただ、一応車両を点検したり当然しておりますので、その中でやはり部品の分とか、そういう充電するオルタネーターとか、そういう部分が大変心配の分というのは当然古いからありますけれども、何とか車両については動いているということになっております。

先ほど言われているように、葬儀業者との連携の分につきましては、有明生活環境施設組合のほうで火葬場を運営されておまして、火葬場の運営と葬儀屋、業者さんとの連携を図るということで、そういうふうに葬儀があった場合については葬儀場内での御案内も葬儀社のほうにお願いするということになっておりますので、その一環として、いずれにいたしても葬儀の業者さんは火葬場までは出向かれることになっておりますので、ある意味、市の霊柩車であったとしても、一定の作業については葬儀社のほうも予定はされておりますので、その点については問題ないと言ってしまう言い過ぎかもしれませんが、いろんな方々の御協力によりスムーズに運営されているんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

今いみじくも劣化しているけど、どうにか動いているというニュアンスのことを言われました。これはそちらのほうが御存じないなら葬儀会社、案内なんかも出してあるですね。それも私は不思議なんですけどですね、案内というのは、みやま市の車を使われる場合についてちゅうことを葬儀会社のほうに案内してくれちゅうて官が民の方をお願いして、民の方はその分売上げが下がるので、それもちょっと感じるけれども、もうそれは言いません。

1回確認をしてください。私が聞いたのは1回止まったということを象徴的に言われたので、それは今事務方が言われました経年劣化していく、やっぱり私だってある程度たつたらどこが壊れるか分からんから車を中古車とかなんとか新しいとに乗り換えるわけですね。それが28年目やったかな、この車が。だから、非常にそこにも課題があると。

事故があったちゅうことを今事務方言われたわけですね。そういうふうに捉えていいですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

はい。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

いいですね。それは運転手のということと言われたけど、今、高齢者運転手の件については非常に問題になっております。それは私も後期高齢者じゃないけど、やっぱり夜の運転は怖いしですね、やっぱり通常運転するのだからやっぱり若いときと違って注意力が落ちているんですよ。これが委託先はシルバー人材センターですね。一定の高齢者の方じゃないかと私は思うんですけど、そういう意味での安全性と、葬儀しよる途中で事故があったとかあって、御遺体ですけど、その方は一生に一度ちゅうか、1回しかないことですからね、翌日にそれを回そうとか、そんな問題じゃないから、そういうところも課題としてあると思います。

このことについても、市長にお聞きしたいんですけど、答えは多分一緒だろうと思うんで、何か違うあれがありますか。あるならば、もうなければないちゅうことでいいですよ。

やっぱり安全運転という中で、一つだけシルバー人材センターの方の年齢は大体幾つから

上の方ですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

すみません、手元に年齢までは持ってきておりませんが、後でお答えいたしますけれど、70歳以上というのは間違いないと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

これは事実だけを言いますが、斎場の方たちはそんな年齢じゃないです。今はっきりしないけど、年齢が高い、高いちゅうのは危険率も高い、車も非常に古い車だということを指摘してきます。

次に移ります。現在の福岡県内で、霊柩車の保有状況ですが、答弁によると、37自治体で火葬場がある中で霊柩車を稼働している自治体が2か所と、この自治体名を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

荻田町と朝倉市でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

これも荻田町は別として、朝倉のほうは合併が大きくあっているんで、みやま市と同じような状況下にある部分もあります。使っていくと。これもかなり老朽化しているみたいなんですよね。荻田町は皆さんも御存じのとおり、不交付団体です。財政的には基準財政収入額と基準財政需要額、これを比べた場合、1.5かなんかで、結局、収入が多いんですよ。そこら辺は裁量権が物すごくあるんですよ。もっと大きく言えば、これは悪い意味でもいい意味でも言っていないんですけど、例えば広川町についてもそうなんですけど、玄海町とか、

原子力に協力しているということで大きな交付金があるんですね、玄海町もそう。公共施設がいっぱいあったと思うんですよ、財源があるからですね。荇田町はそういう状況もあるんじゃないか思います。

今まで廃止をされてきているところがあると思います。その廃止された要因、そこら辺は当然つかんであると思いますから教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えいたします。

県内の火葬場を持っている自治体に聞き取り調査を行いまして、その中でお答えされた中で、7団体が霊柩車を持っていたけれども、廃止したという回答をいただいております。

その中で、じゃ、どういう理由であったでしょうかということでお聞きした中では、やはりまず車両が老朽化したからやめたんだということと、また、コストがかかっている、運営経費について課題があったからということと、もう一つがさっき議員が言われていますけれども、民間でされているので市としてそこまでやる必要がないという、先ほどお答えしましたように、市と民間で重なっている部分があるからもうやめたんだというような、大きく3つの理由が、多くの他の自治体からは回答をいただいている状況です。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

だから、福岡県内の自治体、火葬場を持っている自治体でも、もうやっぱし、霊柩車の老朽化とか、そのところの財政の問題とか、それと民業圧迫の件とか、多分これは切実な問題として捉えて廃止してこられたと私は思います。その中で、みやま市はいつか決断されるかもしれないけど、廃止の方向になるのか、それはもう執行部が我々に議案として提案するか私たちには方法がないからですね、それはもう別として、これでおもしろい——おもしろいというか、事実なんですけど、今、松尾課長が言われた部分で入っていないのが——入っているのかな、みやこ町で令和3年第1回定例会におきまして、ここは今の理由で、委員会でいろいろ議論されて、やはりもう廃止すべきだということ、コスト面とか、利用者

の減等を含めて廃止という、もう今年です、令和3年の第1回定例会でされておるんです。だから、もう時代が変わつとるからですね、そういうふうに、この町では決断されております。これもこの町のことですから、これもと、市長にどうですかと私は言いませんから、そういう事実だけをお知らせしておきます。

時間も迫ってきております。私は事実と私の考えることですね、もうここで一般質問するからにはいろんな私の知っている住民等に聞いて、もう今の時代必要ないんじゃないと、当然自分のところも使っていないと。その制度もよう認識していない方もおるんですよ。だけど、どうも早く来たもんでするちゅう、それはおかしくないかと。おかしくないと言われたかと、あくまでも私の場合ですよ、おられませんでした。

そういうことで、執行部と私の意見が、これは政策の論議をしているんだから合わない部分もあるということを前提に、事項4で私は提案をさせていただきますと、今、1から3を聞いて執行部の考え方は分かりました。

それで私としては、旧瀬高町が霊柩車を運用していた時代背景に伴う霊柩車の必要の精神、これを否定するつもりもありません。それはやっぱり私自身も高度成長期を過ごしてきているから、あの時代ちゅうのは分かります。私も親が早く亡くなったから、代わりに無常講仲間ちゅうことで行ったりして、遺体を運ぶにはいろいろなことがあっておる、それは分かっております。そういう時代背景、この精神ちゅうとを私は否定するものではありません。

また、合併後運用しているということも、平成20年からですから合併ちゅうこともあって、いろんなこと、矛盾を解消していかんやん中で、精神としては俯瞰視点でされているのかもしれないけど、そこも否定するものではありません。

しかし、私が言いたいのは、執行部と意見の相違はあるかもしれませんがね、令和3年の7か月間の使用率が約半分の20%という事実ですね。購入時より28年経過しつつあるということ、これはもう特に安全性の問題が関わってくるわけですよ、運用するに当たって——等を考慮し、私としては政策提言ですけど、福祉施策として生活に困窮しておられる弱者に対して、霊柩車使用料相当の補助金を出す制度を検討すべきではないでしょうかと、福祉施策としてですよ、はっきり目的を。

だけど、その中にはどうしても生活保護を受けにやいかんというようなことで、亡くなられたときの葬儀費用等なんかは出ている部分もあります。他の制度で——他の制度ちゅうのは、健康保険の部分で、盛田市民部長も来てありますけど、そういう面で後期高齢者とかい

うところの資金はあるわけです。他の制度により補助を受けられている方もいます。私が先ほど言いました制度を、福祉の観点で、特に二極化して弱者が弱いちゅう時代が今進んでおりますから、政府もそれに一生懸命取り組んでおりますけど、そういうところを福祉の観点で制度設計されて、そして、みやま市自動車条例を廃止することを提言します。

現在運用しているのを直ちに廃止しろと言いはるわけじゃないです。まだ車検も残っているからですね。ただ、これを運用するに当たり、いろいろな私としての課題を市長のほうに言いました。

それと、この運用に当たっては他課との、住民課とかとの関係性の中もいろいろあるわけですよ。そういうことでいくと、行政改革ということの視点も当然入ってくると思います。

それで、私の提言は、今言ったように、福祉施策としてすべきことは制度設計して、していかなければいかんじゃないかと。だけど、他のものが要因で給付もあるから、それはしないでもいいと判断も出てくるかもしれないけど、やっぱり弱者に対することはやっていかにやいかんという思いは強いんですけどですね。

これをただお互いの意見の言いつ放しということじゃいけないので、いろいろ行政改革推進委員会もあろうし、内部で協議もあろうし、そういう場面で真摯に協議してもらいたいという気持ちでおりますけど、この点、市長いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんの御提言については今拝聴させていただきました。その弱者に対する支援についての思いは重々私も受け止めます。

ただ、この霊柩車の件に関しましては、やはりこれから先、今までの条例等もありますけれども、霊柩自動車が実は今さっきから何度もお話になっているように、購入後27年を経過して老朽化をしているというのは事実でございますし、車両更新等の費用の課題はあります。

先ほど議員さんもおっしゃったように行政改革の面です、実は第3次みやま市行政改革大綱が令和4年度で計画期間が終了いたしますし、第4次大綱を次年度に策定する予定でもございます。今後の方向性につきましては、行政改革推進委員会での議論も踏まえ検討してまいりたいと思いますので、どうぞ御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

検討しますちゅうと、いつも月並みの、私言いましたけど、真摯にそこら辺を含めて検討するという意味で言われたということで理解してよろしいでしょうか。今、一応、はいということで行われましたので。

私も思うんですけど、時代背景によっては、物すごく住民のためになった、不合理感があってもよかったちゅう部分もあるけど、やっぱり時代に即した形でやっていかないと、行政というのは先を取っていかんやいかん部分もありますので、市長のほうからこの問題については行革審等で真摯に検討するということを行われましたので、それでよろしいですね、市長。（「はい」と呼ぶ者あり）

はいということですから、課題の提起と今後の施策について言いましたけど、よろしく執行部のほうもお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩後の会議は45分からよかですね、10時45分から再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、会議を再開してまいります。

続きまして、3 番村上義徳君、一般質問を行ってください。

○3 番（村上義徳君）（登壇）

改めましてこんにちは。議席番号3 番村上義徳です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

主題、豪雨による浸水対策と被災者支援について。

昨年7月に続き、今年8月も市内全域が豪雨に見舞われました。コロナ禍において重なる被害を受けられた市民の方も多くいらっしゃると思います。改めてお見舞いを申し上げますとともに復旧、そして、再建道半ばの方々の一日も早い再起を心より願うところです。

事項①瀬高小学校立地の吉岡川流域浸水対策として排水機場整備を。

雨量が読めなくなると被害も深刻化してきている近年の集中豪雨ですが、これまでの経験と教訓を生かし、安心できる対策を講じるみやま市であることが求められております。豪雨による冠水や浸水の検証も幾度となく重ねられ、市内の水の流れについてのメカニズムも明らかになってきました。自然の猛威にブレーキをかけることはできませんが、被害をより小さくするための対策は可能なはずです。

本年8月の豪雨では、御存じのとおり、1週間に1,000ミリ超という降雨を経験し、市内の多くの地域で冠水や浸水被害をもたらしました。瀬高小学校が立地している吉岡川流域もその中の一地域です。この瀬高小学校近辺を見ると、隣の自治体でもある大牟田市で起きた2年前の水害を思い出します。複数の要因が重なり、残念ながら高齢の方が命を落とされる災害となりました。また、この水害時には学校にいた多くの児童・生徒も帰宅できないような状況が起きました。保護者への連絡はついても、雨脚が強く、短時間の間に学校近辺の車の通行ができなくなり、そのうち徒歩でも近づけないほど浸水が速かったそうです。本市8月の豪雨時は夏休み期間であったため、学校に児童はいませんでした。豪雨当日、学校に来ておられた先生に当時の状況を聞かせていただいたところ、グラウンドが冠水した後、ふだん児童たちが校舎の出入りをする昇降口のところまで水が来たとのことでした。幸いにも校舎内の教室には及ばなかったようです。

しかしながら、児童たちが通う学校は、大前提として児童たちにとって絶対に安全な場所であればなりません。もし何らかりスクの芽があるのならば、排除しなければなりません。

現在の瀬高小学校校舎は垂直避難が可能で、浸水でいざというときは命を守る避難行動は取ることができます。しかし、重きを置かなければならないのは危険に直面させないことです。児童たちはまだ社会的には弱者であり、危険から遠ざけてあげなければなりません。小学校のみならず、吉岡川流域の浸水は近隣地域の住家や農地にも影響を及ぼしています。

このような中、想定内のリスクマネジメントではなく、想定を超えたときにも備えるクライシスマネジメントとして、文廣地区近隣の適切な場所に排水機場の整備をするため、国に対して強い働きかけを継続すべきと考えますが、市としての見解と現在の国への要望状況を示してください。

事項②豪雨による被災事業者への復旧支援について。

8月豪雨の被災箇所も徐々に復旧が進み、再建にたどり着きそうなめどの立ってきた事業者もあれば、まだめどが立たない事業者もあります。御存じのとおり、女山地区では竹林の

大規模崩落が起こり、現在もまだ痛々しい山肌がのぞかれます。崩落箇所周辺には市民の方の住居や文化遺産もあり、また、事業所を構えておられる市民の方もいらっしゃいます。

コロナ禍で打撃を受け、そして、さらに豪雨で被災をし、事業再建の道は大変厳しいものとなっています。しかしながら、現行の制度では被災した事業者に対する再建のための補助等の策もなく、この先の事業継続と収入確保が危うい状態となっているのも現状です。

被災したみやま市民のなりわいを継続させていくため、また、今後同様の被災者が出ないことが望ましいですが、もし出るようなことがあれば、速やかに支援することによって、なりわいの継続ができるような環境をつくることも暮らしやすいみやま市をつくるための一環になると考えます。

今年、豪雨により被災された営農者には支援が速やかに行われました。加えて市独自の支援策も講じられました。農業は、国民、市民の生活に欠くことのできない産業であるとともに、また、市の大事な産業でもあり、継続を支援するためにも適切な対応が取られたと思います。

一方、崩落による被災事業者には、私が知る限り、支援制度がありません。今月初旬の新聞報道にも、国、県、そして、市からも何ら支援がないとの取材記事がありました。被災支援を受けられる職種と受けられない職種、何の基準で二極に分かれるのか。市のこの対応は被災事業者の支援格差を生んでいるとしか見えません。被災事業者支援についての市の見解を伺います。

事項③災害時指定避難所の安全確認と指定の見直しを。

現在、市内には災害時27か所の指定避難所があります。大雨や台風接近時には多くの市民の方が避難所として利用されているところです。

また、災害時避難所開設運営に当たっては、多くの市職員の方が職務とはいえ市民の方のために男女問わず長時間にわたり避難所に詰めていただき感謝いたします。

さて、先ほどから述べております吉岡川流域の浸水について、この地域に指定避難所があります。瀬高小学校に隣接するふるさと館ですが、今年の豪雨時は建物そのものは大丈夫だったものの、前を走る道路は1メートル近い冠水で、避難所に詰めている市職員の交代もできなかつたと聞いております。また、去年は避難所に避難しようと向かった市民が冠水の深さのため避難所にたどり着けないという状況も発生しております。

このような場所が、大雨発生の際、指定避難所として今後も機能できるとは考えづらく、

市民の安全を優先するならば、雨を伴う災害時はふるさと館を指定避難所から外すべきだと考えますが、市としての見解を伺います。

また、現在、瀬高地区には福祉避難所がありません。現在建築中の市民センターが完成すれば、市民センターが指定避難所、福祉避難所の機能を持つのかもしませんが、それまでには来年もう一度雨の多い季節を迎えることになります。市民の安全を真剣に考えてください。また、ふるさと館は、立地からしても、事項①で述べた排水機場の整備が進むならば、段ボールベッド等の備品を充実させて運営して、福祉避難所としても十分活用できると思われれます。指定避難所の指定につき検討と再考を要すると考えますが、加えて見解を示してください。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さんに報告と申しますか、今の質問者の村上議員のほうから朝一番に自分の質問に対する答弁後のそれぞれの細部にわたる質問等々は着座のままでお願いしたいというような願いがっておりますので、許可しております。村上議員におかれましては、質問に対しては挙手のままで自席で着座のまま質問を行ってください。

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、村上議員さんの豪雨による浸水対策と被災者支援についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の瀬高小学校立地の吉岡川流域浸水対策として排水機場の整備をとのことでございますが、令和2年7月豪雨に引き続き本年の8月豪雨では、県の本吉清水運動公園観測所において、8月11日から17日までの1週間で1,000ミリを超える記録的な大雨となりました。これにより、瀬高町清水地区を中心に、中山間地で降り続いた雨が水路に流れ込み、流末の吉岡川に集中したことで、瀬高町の中心部である恵比寿町交差点一帯や瀬高小学校付近において長時間にわたり浸水や冠水被害が発生いたしました。

本市では、被害の軽減対策として、国土交通省筑後川河川事務所へ排水ポンプ車を要請し、作出地区に設置いただきましたが、処理能力に限界があり、数十年に一度と言われるような大雨が毎年発生するものとして想定すれば、浸水被害の解決には排水機場の増強が有効だと考えております。

このため、吉岡川へ流れ込む名鶴水路などの水量が減少するように、作出地区に新たな排

水機場を整備することが最も効果的であるとの考えの下、昨年、国や関係機関に対し、新たな排水機場の整備を要望いたしております。

また、5月18日に行われた矢部川水系河川整備に関する意見交換会の中で、再度、国へ要望しておりますので、できる限り早く整備が実現するよう、今後も要望活動を強化してまいります。

次に、2点目の豪雨による被災事業者への復旧支援についてでございますが、今回の豪雨災害では、浸水被害に加え、山間部での土砂災害も多発しており、中でも清水校区の女山地区では大規模な土砂崩れにより納骨堂や倉庫が倒壊いたしております。

このような今回の8月豪雨による事業者の被災状況を把握するため、商工会と連携し、調査を行ったところ、店舗や倉庫への浸水などにより、機械、器具、電気設備の損壊など、合わせて25件の被災を確認いたしております。

そうした中、事業者支援といたしまして、国においては設備資金及び長期運転資金に活用できる災害復旧貸付制度を、また、県においては中小企業に対する県制度融資の緊急経済対策資金による貸付けを行ってきており、本市といたしましては、これらの国、県が行う低金利融資制度の情報提供を行いながら、事業者の支援に努めてきたところでございます。

次に、3点目の災害時指定避難所の安全確認と指定の見直しについてでございますが、本年8月の豪雨災害におきましては、瀬高小学校、大江小学校、高田中学校、高田体育館の周辺道路が冠水し、避難できない状況が発生いたしました。現在、小・中学校の体育館など27か所を指定緊急避難場所として指定しておりますが、指定に当たりましては、災害対策基本法の規定に基づき、立地や構造など基準を満たすことが条件となっております。

本市では、浸水想定区域にある指定緊急避難所が13か所ございますが、その全てにおきまして、校舎など頑丈な構造を有した施設があり、避難者は浸水による緊急避難の場合でも浸水想定より高い2階以上への垂直避難が可能であるため、安全性は確保されていると考えております。しかしながら、避難所の周辺が冠水する前に避難することが重要になってまいりますので、避難指示など避難情報の適切な発令と迅速な情報伝達に努めてまいりたいと考えております。

また、学校施設における夜間や休日の緊急対応につきましては、校舎内へ速やかに移動できる体制を確保するため、鍵の管理や使用する教室、経路などにつきまして、教育委員会並びに各学校との協議を進めておりますので、今後、避難所運営マニュアルの見直しを行って

まいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

今、答弁いただきましたけれども、まず、事項①から再質問させていただきます。

9月議会でも、古賀議員、奥蘭議員、両議員からもこの対策については質問がっておりますけど、そのときに市としての方向性やそういったことは示されてはいるんですけれども、具体的に、例えば、瀬高小学校周辺の浸水状況の改善、あるいは対策について具体的にこれまで取り組まれてきたことというのはあるんでしょうか。今のところ、私が近隣で見ている限りは、ほとんど毎年同じことが繰り返されているだけで、特段対策が取られていないように見受けられますけれども。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどどういった具体的な取組が行われてきたかということでございますけれども、まず、浸水している、また、冠水している地域の皆様方と意見交換等を行ってきたところでございます。その中でどのような状況だったか、そして、今後どういうふうな対策を行っていくのかというのを協議させていただきました。

その中でやはり市長の回答にもございましたように、排水機場の整備が最も効果的だということの御意見もいただきまして、今、国や関係機関のほうへ働きかけを行っているところでございます。

また、ここの地域ではございませんけれども、流域治水というのが国のほうでも推進されておりまして、市、それから、関係地域、地元のほうでございまして、そういったところではある対策というのでも今求められているところでございますので、ここの地域ではございませんけれども、先行排水など、そういうふうなソフト対策にも取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3 番村上義徳君。

○3 番（村上義徳君）

それから、瀬高小学校周辺の浸水についてなんですが、以前、全協の中で浸水エリアの地図を頂きました。非常に細かかったので、拡大をしていただいたんですけども、この地図を見ますと、浸水エリアが青く色づけてあるんですけども、瀬高小学校の一角は色がついていないんですけど、これは瀬高小学校近辺の浸水については認識されておられますか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

確かにこちらのほうで色はつけておりませんが、大体瀬高小学校のほうにも浸水、浸水というか、水が入ってきたというふうな情報は入っておったところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3 番村上義徳君。

○3 番（村上義徳君）

先ほど市長の答弁のほうでも国に要請をしてであると、今後さらに強く要請をするという答弁がありましたけれども、現在、国のほうに要望をしている場所、あるいはポンプの排水能力、そういったことについては具体的にこういった規模で要請するとか、そういうところまでは要望が出ているのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

今、国のほうにつきましては、国土交通省筑後川河川事務所のほうに要望をいたしております。またそれから、本省のほうにも要望をしておるところでございます。

それから、市長の答弁にもございましたように、特に5月に河川事務所との意見交換会等が行われるんですけども、その際にも要望をしたところでございます。

それから、直近でいきますと、ちょうど今週の月曜日、11月29日ございましたけれども、流域治水の意見交換ということで、これも筑後川河川事務所のほうからお見えになりました

ので、その際にも排水機場の要望をしたところでございます。

それから、作出の排水機場というところで能力のほうにつきましては、文廣と同じような毎秒6トンの排出量の要望をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

今の排水量の6トン、文廣は3トンじゃなかったですか。今6トンあるですか。今の6トンでちょっと追いつかないという状況なんでしょうか。

今6トンの排水能力ですね。こういったことを要望しているということだったんですけども、この能力が果たしてこれまでの浸水の被害を軽減することができるか、あるいは今おっしゃっている場所で軽減することができるのかというのは、今までの観測状況からして、その規模が適正だと今思われているということでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

今、軽減対策といたしまして、これも国土交通省の河川事務所様のほうから、排水ポンプ車のほうを作出に要請して配置をいただいたところでございます。この排水ポンプ車につきましては、今年の8月の豪雨の際に、まず、1台目のほうが毎秒0.5トンでございますから、1分間に30トンということでございます。それから、2台目がこの倍でございましたので、毎秒1トン、これにつきましては毎分60トンの排出量でございます。おおむねこの60トンというふうな排出量であれば、文廣の排水機場で賄えない部分については対応できるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

排水機場に加えて、その排水機場設備を造っていただくにしても、やっぱり期間がかなり先になるわけですね。そうすると、例えば、来年、再来年、また豪雨がやってくる可能性は

大なわけです。その間は、例えば、川についての川幅のことであったり、しゅんせつであったりとか、そういったことをやっていくしかないという今の状況でしょうか。あるいはポンプ車というのも今年来ていただきましたけれども、このポンプ車も、状況を聞いておりますと、必ず2台来ていただけるとは限らないし、そういった場合の対策もやっぱりしながらの排水機場設置ということになろうかと思えますけれども、その辺の対策は、つなぎの対策ということでもないでしょうけれども、やっぱり対策をしていかんと、非常に危険度は下がっていかないと思うんですけれども、その辺はどう今お考えになっておられますか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

村上議員さんもおっしゃるように、排水機場の整備というのはやはりある程度の長期的なスパンで考えていかないといけないということで短期間にはできないというふうに認識をしているところでございます。したがって、国のほうからも、先ほども答弁の中で発言させていただきましたけれども、あらゆる関係者が協働して治水に取り組んでいく流域治水というのが推進されているところでございます。このような分も、まず、みやま市としてどういったことができるかというのを今後もまた地元のほうと十分協議を進めてまいりたいというふうに思います。

そしてまず、自分たちができるところを、先ほども言いました先行排水であるとか、例えば、調整池の整備でございますとか、何らかいりろいりろそういうふうな対策を行って行って、本市としてもこれぐらいやっているんだというのを国や関係機関にも示せば、排水機場の整備もスピード感が増してくるというか、そういうふうな説得力も増してくるというふうに思いますので、そういう意味からもそういうふうな流域治水の対策も十分今後地元と協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

今答弁いただいたように、ぜひそういったこともやっていきながら国にしっかりと要望を

続けていただきたいと思います。答弁にあるとおり、要望活動を強化していくということなんですけれども、これを市長にしっかりと国のほうへの働きかけ含めてよろしく願いいたします。

事項②に移ります。

事項②豪雨による被災事業者の復旧支援についてです。

今、答弁の中では直接の事業者への支援というのは、国、県は直接助成金とか、そういうことではなくて貸付けによる支援ということが主になっておるとは思いますけれども、先ほど登壇の中で申し上げました、これは農業と比べてはいけないのかもしれませんが、農業の場合は食の根幹をなす国の大事な産業であり、みやま市にとっても非常に重要な産業です。これは将来にかけてもずっと守り続けていかなければならないし、優先的に支援をしていかなければならない、この事情は分かります。こういった優先順位というのはあつてしかるべきだと思うんです、いろんなことにおいてですね。世の中、やっぱり優先順位というものがあつて進めていくと、ここは理解できるんですが、先ほど申し上げたように、あるなしの二極になってしまっている、農業は支援がある、国、県もあり、9月の補正では市独自の予算で小規模農業者への支援もできております。この二極化というのが私は少し理解ができませんけれども、例えば、あるなしよりも優先的に農業をまず支援するということがあつても、例えば、ほかの業種とか職種に対しても何らかの形で再起のための最初の足がかりになる支援の助成金とか、そういったものはこれから先、将来に向けてですけれども、やっぱりみやま市に事業者の方にしっかりと根づいていただいて後継者につないでいただく。そして、災害等が来たときも安心して継続していただく、そのために市としての政策として、そういったことを考えていっていただきたいと思うんですけれども、そういったことについてこれからのことになります。今起こっていることは、じゃ、今すぐ制度をとって、なかなか、はい、こうですと出てくるものではありませんから、市の考えとして今後市内の事業者が被災をしたときにどういった形で支援を速やかに行っていくのか、そこは先ほど申し上げました市の政策の部分になってきますので、市長、できればこの部分についてお考えがあればお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

大規模な災害時における被災者支援につきましては、やはり国、福岡県と連携した支援策が不可欠と認識しております。過去にも国や福岡県においては大規模な災害時における事業者の復旧を支援する施策を図られた経緯もございますので、今後そうした事態が発生した際に、国、福岡県へ支援策の働きかけを検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

じゃ、市独自としてそういったことを今後考えていくということは、今は考えておられないということですね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今の時点ではちょっと個別の事例になってまいりますので、今の段階ではまだそこまでは至っておらないということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

こういった被災の事業者の支援については、今、市長が述べられたとおり、個別のことにはなってくるんですが、市内の事業者というのは個々の集まりなんですね、個々の集まりの事業者の方がたくさんいらっしゃって市の産業の売上げであり、生産高であるわけですね。そういった大災害が来て多くの事業者が被災したときには、当然いろんな形での県や国や、そして、市も加わって迅速に動くということもあろうかと思えますけれども、大災害に限らず、市内の事業者の方をしっかりと守っていくという観点から、私が申し上げていることを今後考えていっていただきたいと私は思うんですが、そういった市内の事業者の継続、あるいは支援については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

村上議員さんがおっしゃるのは理解しておりますけれども、今の段階ですぐに個別な部分について支援を即市としてできるかということについては、もう少しこちらとしても考えていく必要はあると思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

考える必要があるということですので、ぜひ考えてください。よろしく申し上げます。

事項③に移ります。

災害時指定避難所の安全確認と指定の見直しをとということですが、まず、指定避難所は市内に27か所今ございます。指定避難所のみやま市が置いている指定の大きな基準というのは今どういうところに基準を置かれているか、まず、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

枕嶋総務課長。

○総務課長（枕嶋晋治君）

先ほど市長のほうの答弁でもございましたとおり、立地条件、あるいは構造等を重視して公共施設のほうを指定いたしております。特に構造面につきましては耐震化が行われているような公共施設数のほうを洗い出しまして指定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

私、以前、一般質問で、避難所、あるいは福祉避難所について質問をしておりますけれども、福祉避難所への避難について以前質問したときには、まず、一義的に指定避難所へ避難をしていただいて、そこからその状況に応じて福祉避難所へ案内をするといいますか、移動について動きを取るといふことの答弁をいただいておりますけれども、私はそのときに、福祉避難所へ直接行くべき人もいらっしゃるのでは、そういった方は直接そういった方向を取ってほしいと言っておりましたが、現在はどのようなふうになっておりますか。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

福祉避難所の考え方が今回の災害対策基本法の中で少し変化が生じておりまして、これまでは指定避難所に行った後に福祉避難所のほうへ避難するという考え方から直接というところも少し変化が生じてきております。

以前、村上議員さんがおっしゃったとおり、福祉避難所に直接というのが少し今見えてきておりますけれども、その前提としましては、福祉避難所に行く方、要支援者であったり、そういったところの限定が少し必要になってきております。そういったところを限定しながら直接福祉避難所のほうへ避難するというのが今求められておりますので、現在、個別避難計画の策定を急いでいるところですが、そういったところをつくりながら直接行けるような仕組みのほうをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

内閣府のホームページの防災情報のページというところがあるんですけども、そこには主な改正内容として、指定福祉避難所への直接の避難の促進ということが中にあります。これは福祉避難所へ直接必要がある方が向かうということなんですけれども、それについては特にまだみやま市は動きは取られていないということですかね。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

先ほどの件でございますけれども、福祉避難所に行ける方、そういったところを限定しなさいというのが今国の指針で出ておりまして、こういった方を福祉避難所のほうに行かせるかというのは市のほうで取決めをして公表しなければならないというふうな状況になっておりますので、まだその点の指定のほうはまだ進んでいないところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

福祉避難所に行く人を限定するというのは非常にちょっと考え方としては僕は間違っておると思うんですけれども、限定するといっても、目に見えて分かる方はいいですよ、あるいは自己申告がある方は。ただ、高齢の方や、例えば、障がい者でも目に見えない内臓障がいの方も含めて外から見たら分からない方もやっぱり大勢いらっしゃいます。そういったことを考えると、福祉避難所というのは、特に夏場の台風のとかなんかは施設として、避難所としても空調も効いていますし、御存じの方はそっちのほうが長時間おるんだったらいいなと思われる方も多くて集中する可能性は確かに以前言われたとおりあるんですけれども、そこで限定をすることになりますと、どこで線引きをするのか、そういった非常に難しい問題が生じてきますので、基本的にそういった市の側から限定をするとか、あるいはそういった周知する分には構わないと思うんですけれども、こういった方が優先的ですよとか、そういった状況に近い方、体調が優れない方はいらしてくださいとか、そういった案内や周知は結構ですけども、それよりもちょっと超してこちらから線引きをして限定をするというやり方は少し乱暴ではないかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

牛嶋総務課長。

○総務課長（牛嶋晋治君）

まず、福祉避難所への避難と、今現在みやま市で行っているのは福祉避難スペースということで、あたご苑や、げんきかんのほうに高齢者とか体が不自由な方とか、そういった方を受入れをさせていただいております。

国が示してあるのは福祉避難所への避難というところが、ある程度いろんな障がいであったりとか条件のある方を優先して福祉避難所に避難させてくださいというところを市町村で定めてくださいということに今国のほうはなっております。そういったところはこれからどういったところを福祉避難所のほうに行かせるのか、あるいは福祉避難スペースのほうにまだ確保できる分もございますので、そちらのほうは詳細な内容はまたこれからどういった方を行かせるかというのはまだ詰めておらないところがございますけれども、福祉避難所と福祉避難スペース、福祉避難スペースのほうは流動的な考え方でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

先ほど申しあげましたふるさと館についてですけれども、今ふるさと館は指定避難所です。先ほど最初に申しあげたとおり、冠水のことは市も把握しておられると思います。あの状況になる指定避難所がそのまま指定避難所であるということが私は非常に危険な状態を放置しているように見えるんですが、そこはどのような認識でおられますか。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

避難所には災害対策基本法では指定緊急避難所と指定避難所と2種類がございます。

指定緊急避難所は、名のごとく、災害が発生した際、命を守るために避難をする避難所のことでございます。指定避難所につきましては、災害が長期化して長期にわたって避難をする施設のことを指定避難所と申します。

今、議員がおっしゃるのは指定緊急避難所の件として、ふるさと館、洪水等になった場合が水位が高くなって避難ができなくなってくるといった側面は重々こちらも認識はしております。

ただ、指定緊急避難所として指定をし、市といたしましては公示をいたしております。理由といたしましては、災害対策基本法の中で、管理面、構造面、管理面というのはすぐに避難所を開けられる、避難することによって不都合が生じないような場所というのが管理面でございます。構造面という部分につきましては、例えば、洪水の場合でしたら、ふるさと館みたいところでなかなか避難ができなくなってくるといった場合でも、構造上、強固な構造があって、例えば、垂直避難ができると、そういったふうな部分があれば指定をすることができるということで法的にはなっておるわけでございます。

でも、そういうふうに指定をいたしましても、なかなか早く避難をしていただけないと、水位が高まってしまったら避難ができない部分が生じますものですから、そこは市といたしましては早めの避難を市民の皆様方に呼びかけると、そういった中で避難所としての在り方としてあそこを位置づけておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

3 番村上義徳君。

○3 番（村上義徳君）

今の説明はよく分かるんですけども、あれだけ冠水があるという実態をよく考えていただきたいと思います。

それから、事項③については、今そういう状態なので、私は質問しておりますけれども、市民センターが完成して排水機場の整備ができれば、この問題も解消なんです。こういう質問は要らないんですね。市民センターができれば、下庄エリアの方は歩いてこられますので、今年の線状降水帯は筑後地区の北側のほうで、みやま市はちょっとかすったかなぐらいの位置だったので、あの雨量で済んだのかなという状況らしいんですけども、線状降水帯がまともに上にかかってきた場合は1週間の1,000ミリでは済まないんじゃないかなと、そういった状況もありますので、今のところは市民センターの完成待ちと排水機場の整備を急いでいただくと、この2つが今市民にとっては安全対策のまず一番なのかなというところで

す。

とはいっても、もう一回市民センターができるまでに夏があります。安心はできません。雨がまたすごいのが降るかもしれんし、降らないかもしれせん。しかし、対策というのは準備を怠ってはいけませんので、今のふるさと館にしても、さっき挙げられました避難所にしても、どういう対策を取るのか、あるいは避難所の案内ですね、非常に今年は避難所の混み具合の周知とか、そういったほうも工夫をされておられますけれども、そういったいろんな工夫を市民の方と一緒にしながら行き渡るようにして、対策を練っていただきたいと思います。

対策といっても自然相手のことですから、予想どおりに事が片づくというのはなかなか難しいと思うんですけども、最後に、市長にこの防災について浸水地域の瀬高小学校の児童たちを浸水の危険にさらさないための取組、それから、地域の人たちを守る取組、この対策について一言お願いをできたらと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬高小学校周辺はやはり2年連続冠水して、避難所等への移動等も浸水し始めてからは困

難な状況もあったと思います。そういう意味で言いますと、早め、早めの避難というのをぜひとも地域の住民の皆様にも周知徹底して、そして、命の安全を守る。特に下庄地区に関しては、2階とかある家庭もあると思うんですけれども、やっぱり1階の部分というのは非常に心配でございます。そういう意味で言うと、瀬高小学校は強固な鉄筋コンクリートの3階建てにもなっておりますし、垂直避難ということでぜひとも早めの避難を心がけるように市当局としても促してまいりたいと思います。また出水期に向けて市としてもしっかり考えて進めてまいりますので、どうぞ御理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

取組をしっかりとお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、2番森弘子君、一般質問を行ってください。

○2番（森 弘子君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号2番森弘子です。議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、今年のカレンダーも最後の1枚になりました。今年は新型コロナウイルスの関連で自粛生活となりましたが、来年はぜひよい年にしたいと願っております。

今回は2問質問しております。昨日、みやま市の将来に向けて何人もの議員が質問されました。私が今回質問いたしますのも、みやま市が子育て世代の市民が増えて、生き生きと活気ある市に育っていくために必ず必要なものだと考えております。

それでは最初に、みやま市立図書館の司書の免許を持つ職員の採用について質問させていただきます。

みやま市立図書館には現在職員3人が配置されていますが、司書の免許を持つ職員がおりません。そのため司書の免許を持つ職員を採用していただきたいと考えております。現在、コロナも随分落ち着いてまいりましたが、今年度、図書館は休館になったり、開館日も利用時間に制限があったりして入場者が前年度に比べて減っています。そのため市民からはみやま市の図書館が何か元気がないねという声が聞こえてきます。

子育て世代の移住者を受け入れるとき、図書館は必須です。隣の筑後市の図書館はみやま市に比べると、規模や蔵書数など小さいにもかかわらず、イベントをやったりして利用者も多く活気づいております。

御存じのように、この筑後市は子育て世代に人気で待機児童がいるというぐらい人口が増えています。つまり、コロナ禍のような外出する場所が限られているときこそ、市内に、地元で市民が安心して集える場所が必要なのです。

今のみやま市の図書館はそのような安心して集える元気な場所と言えるでしょうか。教育長いかがですか。図書館を市民が安心して集える場所、コロナ前のような活気ある元気な図書館に戻してください。そのためにはみやま市立図書館の司書の免許を持つ職員の採用が必要だと考えます。なぜなら、今の顕在化している図書館の問題点について現在の会計年度任用職員の司書さんが把握していたとしても、立場上、教育委員会には訴えづらいと予想されるからです。それでは図書館を元気にするために何ができるのかという潜在的な問題解決まではとても至るとは思えません。

そこで、最初に申しあげましたように、図書館に配置されている正規職員さんを司書の資格を持つ人に替えていただきたいのです。そうすることで現在の会計年度任用職員の司書の方々を取りまとめ、その方々が持つ司書の資格や強みをより生かして、司書でなければやれないこと、思いつかないことを引っ張り出すことができるでしょう。そうすることで再び利用者が集まる元気な図書館に生まれ変わることができると期待します。いかがでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。森議員さんのみやま市立図書館の司書の免許を持つ職員の採用についての御質問にお答えをいたします。

みやま市立図書館は、図書館法の規定に基づき、教養、調査研究、レクリエーションなど文化活動の要請に資するために、図書、記録、その他必要な資料について収集及び整理保存し、住民に供する目的で設置されており、市民が必要な知識・情報を習得し、文化的で潤いのある生活を営むための生涯学習の場として、また、児童が豊かな読書経験を育む場として、広く御利用をいただいております。

そのために、現在、市立図書館には正規職員3名、再任用職員1名、会計年度任用職員であります図書館長1名と図書司書17名を配置し、地域に親しまれる図書館運営を行っておりますが、17名の司書以外に図書館司書の資格を有する職員がいないのは議員御指摘のとおりでございます。

確かに図書館は、本を貸し出すだけではなく、市民の相談や要望に基づいた資料探しや情報の提供、いわゆるレファレンス業務をはじめ、図書購入の検討、図書類の適正管理など、きめ細やかで多岐にわたるサービスと知識が求められます。司書の皆さんにおいては図書館長や事務職員と連携を取りながら市民のニーズに的確かつ迅速に対応をしていただいております。

図書館の運営に当たり、現在の職員体制で課題があるとの認識はございませんが、引き続きより充実した魅力のある図書館となるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

1998年本館が開館して先月で23年がたちました。開館当時、私は図書館ボランティアとして建設要望活動をしておりました。建設費が予算化されたとき、私たちボランティアは瀬高町に図書館がやっどできると本当に大喜びをしました。開館後はイベントを企画し、地元の文化発信拠点として大いににぎわっていました。中には晩御飯のメニューが決まらないときエプロンのままで図書館に来て料理の本を見て献立を考えるという人もいるほど、市民にとって図書館はなくてはならない身近な存在でした。町の財政が厳しくて図書費が削減されようとしたときも何とか回避できて、今では蔵書もしっかり完備したよい図書館になったと言われております。そのときも陰ではボランティアの方々の活躍がありました。現在は読み聞かせのボランティア活動をしています。また、今は当たり前のように図書館の階段の壁にかかっている絵は、これも図書館が元気になるようにボランティアの方々が下絵から作成しているものです。

しかし、ここに来てこの活動をしていた30人ほどのボランティアたちも年々年を取り、だんだん人数も減って活動が少なくなってきました。それに伴って市民からも図書館に行ってもあんまり面白くないという声も増えています。そのことが先ほどお示しした利用者の減少

に関係していると考えられます。

教育長は現在の職員体制で課題があるとの認識はないとおっしゃいましたが、今、図書館は厳しい状況に追い込まれています。それを救うのは司書の方々のお力です。先ほども教育長もおっしゃいましたが、図書館はただ本を貸す貸し本屋ではありません。人生に1つ心に響く本を探し出すなど、利用者の困り事を相談するレファレンスサービスがあります。市民の問題点や読みたい本のサービスにも応えてくれます。これらは全て司書の役割です。

図書館が大好きな司書の方々が自身の仕事に自信を持って図書館業務に集中して取り組むことができれば、図書館はまた必ず元気を取り戻します。しかし、その司書たちは会計年度任用職員に身分が変わり、給与の面でも厳しい立場に立たされています。そのような状態で市民が喜ぶような、人が集まるような図書館の企画を考えることができるでしょうか。司書の方々に本来の力を伸ばしていただけるよう、会計年度任用職員の司書の方々のリーダー的立場として司書の免許を持つ職員の採用を求めます。この厳しい時期に採用は難しいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

司書の免許を持った職員の採用をということでの御質問でございますけれども、まず、今の会計年度の任用職員さんという形でお願いしておる図書司書の方々は、地方公務員法が改正する前は非常勤の特別職で嘱託職員といいましようか、そういうふうな身分の下にあったわけでございますが、法の改正によりまして会計年度任用職員といったことで地方公務員法の正規の職員と同じ一般職といった肩書きになりました。

それで、それに移行するに当たり、給与等の水準につきましても、ある一定嘱託職員の給与を踏まえまして、それと落ちるようなことはない、ある意味、そのレベルを維持しながらといったところの中で、また、一時金の付与といったところも制度上出てきたわけでございます。身分的な部分ではそういうふうな経過を踏まえまして、今現状、採用に当たりましては、かつて免許を持っている職員の採用も旧町時代あっております。今の職員も免許を持っている職員が数名おります。ただ、教育長の先ほどの回答にありましたように、きちんとそこら辺のところを現場のほうは司書の職員と連携を取りながらやって支障はないというふうな状況であるというふうなことであります。そういったことをお聞きしますと、今の状況下

の中でも大丈夫なのかなというふうにも人事のほうは考えておるところでございます。

専門的な強みを生かすという司書の皆様方の能力を最大限にマネジメントして発揮していく上司、課長補佐がおりますけれども、また、市役所のいろんな会計事務とか、そういったところの側面を担う事務職員、そして、何よりもいろんなアイデア等を駆使してやっというところの館長の姿勢、そういったものを総合的に加味して図書司書の専門性を生かすというふうなところの中では多様性を持った職員集団というのは必要な部分もあろうかと思えます。それぞれの部署で仕事に対する世界、見える景色は立場上違うところはあるかもしれませんが、それを一生懸命やっていると、個々人がそういったところの能力を強めていくことによって組織は活性化していくと思えますので、今の現状、教育部のほうからお聞きいたしました中におきましては、正規職員の図書司書の採用は今のところ考えておるところではございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

職員採用については難しいこと、また、仮に職員を採用しても一人前になるには時間がかかることも分かります。ただし、図書館に関してはほかにもまだまだ問題が山積です。館長も正規職員ではなく、図書館の来館者の声を教育委員会に届けられるか疑問です。

また、近年、図書館業界は電子図書、電子ブックに時代が変わろうとしています。市内の子供たちは今授業がタブレットに替わり、ITに興味が移っています。電子図書は手軽で便利でよい反面、高額で今まで図書館が購入してきた紙の本が子供たちに読まれなくなるのが大変心配です。もったいなくないですか。今まで開館から23年みやま市が積み上げてきたものが使われなくなってしまうのです。こうした図書館の課題を解決するための検討が必要です。

そもそも今回みやま市立図書館の司書の免許を持つ職員の採用についてお伺いしているのは、図書館の利用者が増え、楽しい元気な図書館に、みんながちょっと寄ってみようかというような図書館にしたいからです。司書の力の下にボランティアが応援しながら、赤ちゃんからお年寄りまで市民みんなが平等に利用できるのが図書館です。

今朝の西日本新聞に国勢調査の発表がありました。残念ながらみやま市も人口がマイナ

ス0.6%となっていました。これからのみやま市を考えると、文化の薫りがする図書館は外せません。ベビーカーを押しながらゆっくり落ち着いて話ができる、くつろげる場所、このような図書館にするために何かほかの妙案がありますか。図書館は6時まで開いています。ボランティアも活動しています。教育長、ぜひ帰りにお立ち寄りいただき、御自身の目で図書館を感じてください。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は教育長。（「お願いします」と呼ぶ者あり）待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

本当に図書館のボランティアの方々も一生懸命図書館を活性化しよう、そして、市民の皆様にご利用を広げたいという思いで活動いただいておりますことについては本当に感謝を申し上げます。お礼を申し上げます。

また、司書の方々も会計年度任用職員ではありますが、先ほどお答えしたように、館長さんとか職員の皆さんとしっかり連携を取っていただいて、よりよい図書館にやっぴいこう、そして、市民がやっぴいどんどん活用していただくような図書館にしようということで頑張っております。私も同じ校区に住んでおりますので、時々立ち寄って見ておるところですけど、本当に頑張っておられるなという気がしております。

森議員御指摘のとおり、やはり市民の活用を目指してみんなでつくり上げていくという図書館にしていきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）（登壇）

次の2問目はコミュニティバスの運行についてです。

このコミュニティバスの問題は2年前の市議員選挙のときから私がずっと考え続けているものの一つです。なぜなら、選挙運動のとき、ミニ集会を市内約10か所で行ったときに、市への要望としてどの地区でもこのコミュニティバスの使い勝手の悪さを言われたからです。昔の新聞には空気を運ぶバスとやゆされたこともありました。みやま市にとってこの交通手段の改善は必要です。そのために2つ質問いたします。

まず、現在、みやま市を運行しているコミュニティバスの乗降者は公開されていませんが、数が少ないと思われます。乗降者の人数を教えてください。

そして、現在はガソリン代も高くなっていますが、コミュニティバス運行に際しての経費を教えてください。

次に、コミュニティバスはルートが複雑で目的地に着くまでにいろいろなところに回るため、時間がかかっており、評判が悪いようです。

そこで、直行できる乗り合いの福祉タクシーに替えてもらえないかという声もあります。コミュニティバスと福祉タクシーの費用と使い勝手を精査されたことはありますか。よろしくをお願いします。

事項③の高齢者の運転事故が日本では多発しています。みやま市にとって交通手段は必要だと思いますが、改善できないか、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、コミュニティバスの運行についての御質問にお答えいたします。

まず1点目のコミュニティバスが走っているが、なかなか乗降者の数が少ないと思われるとのことについてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、本市のコミュニティバスは平成30年3月に運行を開始いたしました。利用者数は平成30年が4万5,224人、令和元年度は4万6,523人と増加傾向にありましたが、令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響で2万9,757人と4割近く減少し、令和3年度も10月までの実績で1万6,339人となっております。新型コロナの影響がなければ年間5万人程度の利用者数を見込んでおりました。

また、運行経費につきましては、令和元年度の歳出決算額が42,362千円で、運賃収入2,415千円と国庫補助金11,320千円の歳入を差し引きますと、市の負担額は28,627千円となっております。令和2年度におきましては歳出決算額が42,273千円で、運賃収入1,654千円、国庫補助金10,176千円を差し引きますと、市負担額は30,443千円となっております。

次に、2点目の現在ガソリン代も高く、目的地に着くまでにいろいろなところに回るため、時間がかかっており、そこが評判が悪いようであるとのことについてお答えいたします。

乗り合いの福祉タクシー、いわゆるデマンド型交通につきましては、事前登録した利用者からの予約に応じてルートや運行時間を調節して運行するものでございます。定時定路線で運行する路線バスやコミュニティバスとタクシーの中間に当たるもので、運行方式や運行ダ

イヤ、発着地の組合せにより、様々な運行形態がございます。近隣では広川町のひろかわふれあいタクシーや八女市のふる里タクシーがございます。

ひろかわふれあいタクシーは、町内に路線バス等の公共交通機関がないことから、町内ならどこでも乗り降りが可能で、町外には3つの施設に限って利用できます。また、八女市のふる里タクシーは、市内を11のエリアに分割し、エリア内の移動もしくは路線バスや鉄道に乗り継ぐための共通乗り入れエリアへの移動が可能となっております。

いずれの場合につきましても、事前に利用登録をした上で乗車のたびに予約をする必要があります。空車で走ることはいないため効率的ではありますが、普通のタクシーと違い、他の利用者との乗り合いとなるため、予約の状況によってはすぐに利用できなかつたり、目的地まで遠回りをしなければならないことがあるなど、使い勝手の面で多少の不便さがございます。また、利用料金につきましても、ひろかわふれあいタクシーが片道400円から800円、八女市ふる里タクシーは片道300円から400円と、本市のコミュニティバスより高い料金が設定されております。

一方、運行経費につきましては、年間利用者数が本市と同程度である八女市ふる里タクシーと比較しますと、デマンドシステムの管理費や予約センターのオペレーターの人件費等が別途必要なため、本市の約2倍程度の運行経費がかかると見込んでおります。加えまして、デマンド型交通の導入による民業圧迫も懸念されます。

このようなことから、本市では路線の一部見直しやダイヤ改正等の利便性の向上を図りながらコミュニティバスの運行を継続しているところでございます。

次に、3点目の高齢者の運転事故が多発している、みやま市にとって交通手段は必要だと思う、改善できないだろうかとのことについてお答えします。

高齢者や自家用車を持っていない、運転ができないなどの交通弱者の方が日常生活において便利に利用できる交通手段の確保は必要であると考えております。

そこで、先ほども述べましたように、使い勝手や利用料金、市の財政負担、民業圧迫の懸念などを考慮し、運転免許証を返納された高齢者の方でも今の暮らしを維持可能で、誰もが低料金で気軽に利用できるような地域公共交通を目指し、市内全域にコミュニティバスを運行いたしております。

しかしながら、議員御指摘のように、利用者数の少ない路線もございます。現在のコミュニティバスは平成29年度に策定いたしましたみやま市地域公共交通網形成計画に基づき運行

しておりますが、来年度が計画期間の最終年度となります。地域の公共交通の在り方を定める次期計画の策定に当たりまして、コミュニティバスの在り方についても調査研究を行い、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、利便性の向上を図ってまいりたい所存ですので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

来年度の計画に上がっているとのことでありありがとうございます。期待しております。

私たち女性が集まると、このコミュニティバスの話になります。ガソリンが高い割に乗り手が少ないとか、私の知り合いの独り暮らしの70代の女性にこんな方がいらっしゃいます。最近、高齢化と自家用車が壊れたことで免許証を返納した彼女は足が悪いので、コミュニティバスに乗って治療に行きます。瀬高小学校の近くのバス停まで私たちだったら5分ぐらいで行けるところを彼女は20分かけてゆっくりしか歩けません。目的地の病院には遠回りである本郷のプールの近くまでバスは回り、やっと病院に着くそうです。帰りの便もなかなかないので、バスの時間に合わせて治療してもらい、図書館に寄りたいけれども、今工事中で止まらないので、1つ手前のバス停の市役所で降りてゆっくり歩いていく。この行きバスに間に合わないときはJR瀬高駅まで堀川バスで行き、そこからコミュニティバスに乗る。このようにして彼女の通院は1日かかりだそうです。このような話を聞くと、今のみやま市の状況では免許は返納したくないという話になってしまいます。

今、日本では高齢者の運転事故が多発しています。便利に利用できる福祉タクシーがあれば、高齢者の免許証返納ナンバーワンのみやま市になることも可能ではないでしょうか。ぜひ見直しをされる場合は乗り合いの福祉タクシーなどコミュニティバスの他の手段を検討していただきたいと希望します。いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたように、現在の交通計画のほうは来年度で期間が終了するというので、来年度新たな計画をつくっていくこととなります。それに併せて、先ほど答弁

にありましたとおり、コミュニティバスの在り方についても検討していきたいということで申し上げましたが、現在いろんな自治体を見ますと、コミュニティバスだけではなくて、おっしゃったような乗り合いタクシーとか、あるいは地域のほうで運行されるコミュニティ自動車とか、いろんな形で取組をされているようでございます。そういったところも併せて検討をする必要があろうかなど。例えば、コミュニティバスと乗り合いタクシーを地域で組み合わせる運行するとか、そういったことも考えていくことができるのかもしれませんが。

利便性の向上と費用対効果を高めるというふうな面でぜひ知恵を絞っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解いただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

ありがとうございます。ぜひ見直しをされる場合は住民の要望をよく聞いて使い勝手のよい乗り物にしていただきますようお願いいたします。

福祉タクシーも含め、これからの将来の交通手段として一番よい方法は何なのか、市民と共に考えていく検討委員会の設置も御検討ください。いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

検討委員会といいますか、この計画をつくるための当然策定する委員会をつくっていきますので、それと併せてコミュニティバスに関する在り方についても別途その専門といいますか、詳しい知識があられる方を集めてそういった会議を設けていきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

ありがとうございます。

最後に、コミュニティバスから福祉タクシーへの変更を成功させた事例をネットで見つけたので御紹介します。

和歌山県みなべ町の情報を見つけました。みなべ町では、路線バスの一部廃止に伴い、代替としてコミュニティバスの開始を検討する委員会もつくりました。委員会では負担の少ないデマンド方式で25名乗りバスの運転を試験的に行った結果、利用者が少なく、25名乗りを9名乗りに変更したそうです。このデマンド方式とは電話予約と利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つのことです。利用者の需要に応じて時間と路線を柔軟に対応することが可能なことから、中山間地域や集落散在地域、人口低密度地域などの需要において有効というものです。この検討委員会第2期では、コミュニティバスの利用目的についてアンケートを取り、その結果、コミュニティバスが使いづらいということが分かり、福祉タクシーへと切替えを検討しました。そして、第3期では、乗降客月100%が見込まれたため、地元のタクシー業者と話して予算計上をしたそうです。現在では、福祉タクシーのルートはITで組み込めるそうです。検討委員会を設けて住民の声を聞きながら取り入れたこの福祉タクシーは住民の満足度が高く、高齢者はこれを利用して医者や買物などに利用しているそうです。

このように検討委員会では住民の声を聞きながら、使い勝手をみんなで考えていくことが成功の秘訣ではないでしょうか。老後も安心して暮らせるまちづくりを共に考えてつくっていきましょう。ぜひお願いします。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩をいたします。

午後の会議再開は13時30分、1時半から再開したいと思います。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、会議を再開してまいります。

一般質問を行ってまいります。午前中に続きまして、7番古賀義教君、一般質問を行ってください。

○7番（古賀義教君）（登壇）

こんにちは。7番議員古賀でございます。前回は16番、今回も16番を引きました。最後までよろしく願いいたします。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行

います。

中山間地域ではイノシシやカラスなど有害鳥獣による被害が多発しており、農作物被害だけでなく、生活エリアまでもイノシシが徘徊し、農業者や住民の身の危険も心配される状況である。一方、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の減少及び高齢化が進み、担い手の確保が厳しくなっている。このままでは農業者の営農意欲の減退や子供たちや高齢者も安心して生活できない。早急な対策強化が必要と思われまます。

将来、猟友会駆除班の後継者育成や技術の養成が必要になると言われ、全国各地で総務省の地域おこし協力隊を活用した有害鳥獣対策の人材育成の取組が行われています。みやま市でも先進地を参考に地域おこし協力隊を活用した有害鳥獣対策の取組ができないか。

さらに、令和3年3月31日、今年度より総務省が地域プロジェクトマネージャー制度を創設している。この制度は、有害鳥獣を減らすには、外部人材、猟友会駆除班、地域、行政などは連携して取組を行う必要があり、その関係者をチームとしてまとめ、そのプロジェクトが着実な成果を上げられるよう導くため、専門的な知識と経験を持ち合わせた人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度である。この制度を活用して、猟友会駆除班の理解と協力の下、地域プロジェクトマネージャー、地域おこし協力隊、行政が一体となった有害鳥獣捕獲プロジェクトチームを構成し、有害鳥獣対策を強化できないか、お尋ねします。

また、産業建設常任委員会の決算審査特別委員会分科会の指摘事項にも、有害鳥獣による農作物被害防止のため、駆除員の増員・育成を図ることとあり、私も決算のときに今後の捕獲の改善策について尋ねていましたが、市の将来的な対策の考えについて答弁をお願いします。

事項①有害鳥獣対策の強化について、市の将来的な具体策をお聞きます。

事項②地域おこし協力隊を活用した有害鳥獣対策について。

事項③地域プロジェクトマネージャーを活用した有害鳥獣対策について。

以上3点お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、古賀議員さんの有害鳥獣対策を活用したまちづくりについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の有害鳥獣対策の強化について市の将来的な具体策はあるかとのことですが、本市では現在、市と、県の南筑後普及指導センター、JAみなみ筑後で構成しますみやま市有害鳥獣駆除協議会を通じて猟友会駆除班へ委託し、イノシシなどの有害鳥獣の駆除を実施いたしておりますが、猟友会駆除班員の高齢化が進み、後継者が不足している状況であり、重大な課題となっております。

その課題解決の一つとして、新規の狩猟免許取得者の健康診断書に対する助成を行い、また、猟友会に対して駆除班員の増員に関する協議を行ってまいりました。その成果は、市内で73名の方がわな狩猟免許を取得され、駆除対策に寄与していただいております。取得者も毎年増加をしております。また、イノシシ駆除班員におきましても、昨年度より3名増えて10名体制となり、駆除班員の負担も幾分か軽減できております。

今後も駆除員の負担軽減や後継者育成が重要であると認識いたしておりますので、猟友会との協議を十分に行うとともに、近隣自治体との情報の共有や連携の強化を図り、さらには先進自治体の事例などを参考にしながら対応していく所存です。

次に、2点目の地域おこし協力隊を活用した有害鳥獣対策についてでございますが、全国自治体の中には地域おこし協力隊を有害鳥獣駆除対策員として採用されていることは承知いたしておりますが、有害鳥獣駆除に関する資格や知識が必要なことから、募集をしても応募が少なく、採用しても特殊な業務であることから、苦慮されている自治体もあると伺っております。

本市といたしましては、地域おこし協力隊が後継者不足の解消につながる活動が可能であるか、実施自治体の状況を確認し、また、猟友会との連携が不可欠でありますので、よく協議しながら精査してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域プロジェクトマネージャーを活用した有害鳥獣対策についてでございますが、議員御指摘のとおり、地方自治体が実施する地域の重要プロジェクトの現場における責任者として地域活性化に向けた成果を上げていく重要な役割を担う地域プロジェクトマネージャーの任用制度が創設されております。本年3月末に要綱が制定されたこともあり、本市での活用には至っておりません。

既存のやり方を見直し、新しいビジョンやシステムを考えていくためには新しい試みも必要ですが、有害鳥獣対策としてどのような人材が必要か、制度の活用が対策に有効であるかなど、まずは調査研究する必要があると考えております。

本市では、猟友会と長年にわたり構築された信頼関係の下、有害鳥獣対策を行っております。将来の有害鳥獣対策の在り方を含め、市民の安心・安全のための取組について協議を重ね、強化を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

ありがとうございます。駆除員の確保につきましては、以前、山川町では元自衛隊員の方に協力を求めたこともありました。これは参考です。

では、本題に入ります。

農作物被害については半分諦めた口ぶりで話され、集落内を歩き回るイノシシに恐怖や不安が見受けられます。赤山、山川支所のすぐ東側、町民グラウンドの入り口に、裏山はミカンの観光農園をやっておる赤山ですね、あそこの集落の真ん中でイノシシが出ております。それから、青々、七霊の滝、源平合戦の女人が飛び込んだという佐野の裏にある七霊の滝ですが、あそこのちょっと上流に青々という集落があります。集落の中を川が流れておりますけれども、私があそこに行くのは年に何回行くかですね、2回行くのか、3回行くのか、その川の土手を3頭のイノシシがトコトコ慌てるでもなく、イノシシは速いですからね、駆け足しておったと。それから、私の自宅の裏にブドウ畑が横にあるんですよ。そのブドウ畑にイノシシがおったと。これは議長が多分処理してあるかと思えますけれども。シェパードが2匹おるんですよ。なめられとるですもんね。そういう状況があるんです。

行政に携わる我々としては、市民の期待に応え、希望を消してはならないと思っています。もちろんワイヤーメッシュや電気柵などの防護も必要ですが、有害鳥獣の増加を防がないことには農作物や生活環境への被害が深刻になる一方です。

隣の八女市では、ワイヤーメッシュ、金網ですね——の柵の施工距離が1,700キロに及び、中山間地の94.5%を囲んでいます。しかしながら、イノシシや鹿などの有害鳥獣の被害は絶えません。1,700キロといいますと、福岡から北海道まで飛行機で直接飛んだ距離なんですよ。それだけ八女市は、年間大体400キロ張った年が2年ぐらいあったですもんね、ほとんど囲んでしまっているんですよ。

電気柵などによる農地の保護と有害鳥獣捕獲、どちらが重要かと聞かれた場合にはどう答えられますか。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

どちらかと言われましたけれども、まずは市民の安全・安心を守る駆除対策の強化が最重要の課題と位置づけております。その過程の中で、今おっしゃいました電気柵なりワイヤーメッシュ、みやま市では令和2年度では26キロほどワイヤーメッシュをした経緯もございますけれども、そういった農家の皆様方が保護される部分が、対策を強化することによって、その過程で減ることが望めますし、それが理想だと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

イノシシや鹿はワイヤーメッシュ、腰ぐらいの高さですけれども、電気柵においても簡単に飛び越え、もちろん破壊もします。また、防護されていない、守られていない場所を荒らしますから、私も捕獲が優先するかと思っております。

1つこれを押さえておきまして、事項②、事項③につきましては、一部重複した質問になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

今日は有害鳥獣対策の一つの選択肢を提案します。

まず、有害鳥獣捕獲については狩猟等の地域おこし協力隊員をどう育てるか、総務省や環境省の施策を活用してお話しします。

地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を目的として地域の活性化を図る地域おこし協力隊の制度は既に御存じのとおりです。その定着率は全国で60%、福岡県は68.3%です。

まず、有害鳥獣対策の一つに、地域おこし協力隊を活用して猟友会駆除班と一緒に農作物被害を防ぎ、農地を守ることができないか。国からの地域おこし協力隊に要する経費は1人当たり最高4,700千円、特別交付税措置の対象と聞いていますが、この特別交付税措置の説明と1市町村当たり隊員の人数制限についてお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

私のほうから特別交付税の措置と人数制限があるかという御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、特別交付税の措置につきましてでございますけれども、議員おっしゃったとおり、活動の報酬で2,700千円、あと、活動するための費用で2,000千円、合わせて4,700千円最高で特別交付税の措置があるものでございます。

それから、特別交付税の措置の内容ということでございますけれども、本市の場合は、まず、県を通して申請を行います。これは地域おこし協力隊のみならず、災害に係る経費とか、ほかの特別交付税の対象になる経費全てを県を通して国のほうに申請をしております。国のほうからは一括して特別交付税という形で交付をいただいております。

それからもう一つ、人数制限があるかということでございますけれども、現在の制度では人数制限はございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

特別交付税、私は大体のことは分かりますけれども、一般市民の方がなかなか分かりにくいと思いますが、補助金のようなものでということよろしいですか。補助金。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

お答えします。

補助金とは若干違うかと思っております。補助金の場合にかかる費用分を申請しまして、補助率2分の1だったり、3分の1という形で補助が下りると。特別交付税は、先ほど御説明したとおり、项目的にはかなりの項目を国のほうに申請を上げさせていただいております。ただし、国のほうは特別交付税措置をするということですので、一括した交付金の中に入っているものというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

大体来るということで理解します。

わなの免許費用や取得日数についてお伺いいたします。どれくらいの費用でどれくらいの日数で箱わなの免許が取れるのかですね。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

狩猟免許の試験でございますが、令和3年度について御説明申し上げますと、福岡県では県内で6回、この筑後農林事務所管内で見ますと、2回開催されておるところでございます。わな猟の免許取得までについては申請からおおむね1か月半程度かかります。流れを申し上げますと、申請書を筑後農林事務所へ提出して、そのうち診断書が必要になってきまして、その分については診断書料を市から補助している状況でございます。

それから、その申請書の後に狩猟免許の予備講習会がございます。これにつきましては任意でございますが、受けなくても受けてもいいということでございますけれども、受けられる方につきましては、八女市、みやま市、大牟田市、広川町で構成しております福岡南部鳥獣被害防止対策協議会より、5千円の助成を受けまして受けるところでございます。その予備講習会の受講料は3,500円、例題集の費用として1,650円、合計5,150円かかるところでございます。そのうち5千円を助成するというところでございます。それが終わりますと、いよいよ狩猟免許ということで狩猟免許の手数料が5,200円です。

それから、合格発表がございまして、狩猟の免状の交付、大体合格発表から20日間程度で交付されるということでございます。

それから、県へ狩猟登録ということで、これにつきましては手数料が1,800円、狩猟税が8,200円、計の10千円かかるところでございます。

なお、猟友会員の方々につきましては市の有害鳥獣協議会よりハンター保険料としてそのうち6千円を助成しているところでございます。

そして、県より登録証の交付ということでいよいよ狩猟ができるという流れになりまして、ちょっと今の流れがあって申請から約1か月半ということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

10千円と1か月半あれば、大体皆さん取れるようではございますけれども、イノシシはそう簡単には捕れないと思っております。教える場合、やはり四六時中の指導者が必要です。

既に幾つかの市町村で地域おこし協力隊の制度を活用して有害鳥獣対策が行われましたが、猟友会駆除班、外部人材、地域、行政、それぞれの考え方の違いもあり、思うような成果が上がらなかったかと思っております。

そこで、国が——総務省です——令和3年度に猟友会駆除班、外部人材、地域、行政などの連携の橋渡し及びそのプロジェクト、計画をマネジメント、管理できる地域プロジェクトマネージャーなる制度を創設しています。

プロジェクトの成果を上げるためには専門的知識や経験を持ち、関係者をチームとしてまとめ、プロジェクトを推進していくことができる人材を配置することが重要と考え、地域プロジェクトマネージャーの推進を図っています。この地域プロジェクトマネージャーを任用して地域活性化を図る場合は、その雇用に要する経費を対象に最高6,500千円が認められ、地域おこし協力隊と同じく、特別交付税措置、補助金のようなもの対象となって、それは1市町村当たり1名です、やはり地域おこし協力隊は4,700千円ですが、このプロジェクトマネージャーは6,500千円と、全て国のほうがお金を出してくれますので、もちろんこの制度は有害鳥獣対策にだけ限られたものではありません。

一方、環境省は平成26年に指定管理鳥獣捕獲等事業を創設し、増え過ぎる鳥獣の管理を強化することにしました。しかし、鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の減少及び高齢化が進み、担い手の確保が困難になっている現状があると判断して、平成27年5月、6年前に導入されたのが認定鳥獣捕獲等事業者制度です。この制度は鳥獣捕獲の担い手となり、科学的な計画に沿って、計画的、組織的な鳥獣の捕獲を実施するとなっています。

認定鳥獣捕獲等事業者数は令和3年10月1日、今年の10月1日現在で全国で157事業者おられます。大体熊本とか北海道が多いですね。その中には皆さん御存じの警備会社も数社あります。建物の警備だけでなく、その警備機器を活用して農地の警備や捕獲も行いますが、箱わなに入ったイノシシの処理は現地をお願いする計画らしいです。本社や支社が認定を受ければ、全国展開も可能と聞いています。有害鳥獣捕獲もビジネスの時代に入ってきたよう

に思います。

企業から個人までいろんな認定鳥獣捕獲等事業者がおられますが、この認定鳥獣捕獲等事業者を地域プロジェクトマネージャーとして募集し、地域おこし協力隊の指導を兼ねて有害鳥獣対策の取組ができないか。さらに、猟友会駆除班と十分なコミュニケーション、意思の疎通を図りながら、仲よく一緒に有害鳥獣捕獲プロジェクトチームなるものを構成し、農地を守ることができればと考えていますが、いかがでしょうか。この場合、企業や会社などの大きな組織では猟友会駆除班と地域との連携はなかなか厳しいのかなとは思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

先ほど議員さんが申されました地域おこし協力隊、それから、地域プロジェクトマネージャー制度の活用等々でございますけれども、本市におきましては猟友会の皆さんにつきましては年間を通して有害鳥獣対策の第一線で市民の安全・安心を守っていただいている経緯がございます。本当に農林水産課を預かる責任者として非常に感謝しているところでございます。こういった寒い日であっても、暑い日であっても、あるいは朝早くであっても、夜遅くであってもということで、猟友会の方々には非常に本当に感謝しております。

そういった背景がありますけれども、長年そういった信頼関係を構築した猟友会の皆さんを、今、古賀議員さんの御提案ございましたけれども、それをまず基本として、将来の対策の一つとして、おっしゃったような地域おこし協力隊であったり、地域プロジェクトマネージャーの活用であったり、そういった部分につきましては先ほど申しました基本となる猟友会の方々と協議を進める中で調査研究を進めてまいりたいということでございます。

現在のところ、猟友会の方々のお力なくしては我が市の有害鳥獣対策はなし得ないと思っておりますので、将来を見据えた上で今後調査研究をやってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

よく分かりますよ。地域プロジェクトマネージャーは、国、総務省が、市町村の厳しい現

状を把握した上で何とかしないといけない、プロジェクトが着実に成果を上げられるような仕組みを準備しました。この制度を使って農作物被害の減少に役立ててくださいという制度だと思います。

環境省は、鳥獣捕獲等事業の委託または請負業務の担い手となる鳥獣捕獲等事業者を育成、確保することを目的として認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しています。

この総務省と環境省の2つの制度をうまく使って農作物を守る重要プロジェクトを実施できないかということです。現場が厳しい状況に追い込まれているから、猟友会駆除班、外部人材、地域、行政が協力して有害鳥獣対策に取り組むべきときが来ているのではないかと思います。

しかし、市長答弁または課長の今言葉にありましたとおり、一番気をつけるべき点があります。猟友会駆除班、地域など関係者の気持ちを大切に、チームとして機能させること、組織を一つにまとめることが最大のポイント、大事なところになると思います。古くから農地や農作物を有害鳥獣被害から守ってきていただいた猟友会駆除班、これからも有害鳥獣駆除をお願いしていかなければならない猟友会駆除班の理解と協力がぜひとも必要です。もうそれは課長がおっしゃったとおりです。いかにして農作物を守るか、市民や農家の生活を守るために、猟友会駆除班、外部専門人材、行政が一致団結して攻める相手は有害鳥獣です。もちろん地域の協力も必要ですから、そのかじ取りは外部からの地域プロジェクトマネージャーだけでは無理です。あくまで行政が中心となってプロジェクトチームをまとめ、リーダーシップを取ることが必要かと思います。これができれば有害鳥獣対策事業が一步前に進むとも思います。

全国にはイノシシや鹿などが増えて死活問題となっている市町村が幾つもあります。そうなるからでは遅いです。こんな言い方をすれば、みやま市も既に死活問題になっているじゃないかと私怒られるかもしれません。そんな市町村が増えてきたからこそ、地域プロジェクトマネージャーや認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設を考え、将来にわたって長く続く戦いに成果が上がるような制度をつくり、積極的な支援を国は行っていると思います。

しかし、国の施策が全ての市町村にすぐに必要施策なのか、市町村の状況が受入れ可能な状態にあるのか、将来的な施策なのかは、元行政マンの私も考えるところではあります。市長の考えをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

やはり今まで猟友会の方たちが本当に一生懸命本市の有害鳥獣に対して取組をしていただいております。深く深く感謝するところでございます。それにも増してどんどんイノシシとか増えている状況で本当に困った状態であるというのは、私もミカン山をやっておりましたけれども、イノシシに負けました。ですが、何とかしないといけないという気持ちは古賀議員おっしゃるとおりです。ですが、今までのその猟友会の方たちの御尽力を大切にしながらも、今おっしゃった新しい提案のやり方の見直しとか新しいビジョンやシステムを考えていくためには、先ほども申し上げましたけれども、新しい制度、地域プロジェクトマネージャーとか地域おこし協力隊、その部分も他の自治体等も活用しているようですけど、なかなかうまく進んでいないようなところもありますし、その制度の活用が対策に有効であるか、長続きするか、まず、調査研究をする必要があると思いますので、議員の今の御意見を伺いながら、その調査研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

地域おこし協力隊などの新しい人材の活用により、有害鳥獣対策では猟友会駆除班の強化を図りつつ、市民の安全な生活と安心して農業生産ができるまちづくりをお願いしたいと思いますが、もう一言いかがですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃるとおりだと思います。いたちごっこじゃないですけど、イノシシを本当にうちの畑、田んぼ、山にも出て、大変苦慮しておる状況でもございますけど、今おっしゃった部分も含めて今後調査研究し、少しでも効果のある対策を考えて進めてまいりたいと思います。またアドバイス等もよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャーなど新しい人材の活用により、まちづくりの業務を考えていましたけれども、その前に有害鳥獣捕獲プロジェクトチームの結成、大きな課題が解決しないと、前には進みませんので、今日はさわりだけを述べさせていただきます。

新しい人材を将来の猟友会駆除班の強化、後継者と考えた場合、定住がベストになると思います。その定住が焦点になるかと思います。3年間の有害鳥獣捕獲の経験を生かした職業となると厳しいものがあります。食肉の利活用、ジビエということで今人気が出てきておりますが、ジビエとは野生鳥獣の肉や料理のことですね、それだけの営業では無理かなと。みやま市の近くに、被害防止活動の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用し、ペットフード事業を展開、ドッグフードの原料生産から加工販売まで手がけてあります。また、農林水産省においては食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売、流通経路の確立などの取組を支援する制度もあります。これまた特別交付税措置です。

添田町が食肉処理加工をやっていますが、夏場のイノシシ処理にも役立ち、猟友会も喜んでいるようです。今後の加工施設の運営をテレビCMでなじみの警備会社に打診しているとまでは聞いています。警備会社がそういうふうビジネスとしていろんなところに出てきております。それに負けないように今後しっかり猟友会駆除班と共にやっていただきたいと思います。

今後、先進地や先駆者に学び、まちづくりも含めた有害鳥獣対策を心がけていただきたい。容易なまちづくりは一つありませんけれども、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さんにお諮りをいたします。

議事の都合によりまして、12月3日の1日間、それから、6日から9日までの4日間は休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、12月3日の1日間、6日から9日までの4日間を休会と

することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月10日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後 2 時09分 散会